

協議第 1 号

飛騨 4 町村合併協議会会議運営申し合わせ事項について

平成 1 4 年 1 1 月 8 日提出

飛騨 4 町村合併協議会

会長 松 井 靖 典

飛騨4町村合併協議会会議運営申し合わせ事項

飛騨4町村合併協議会規約第11条第4項の規定に基づき、協議会会議の運営等に関し、次のとおり定めるものとする。

1 議事の進行

議事は全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛同をもって議事を進めるものとする。

2 会議の定例開催

会議開催日及び開催時間は、原則として、以下のとおりとする。

- (1) 開催日 毎月第2・第4 木曜日（議会月を含む。）
- (2) 会議時間 午後 1時30分から（必要に応じて変更可（夜間開催等））
- (3) 開催場所 古川町 総合会館会議室（必要に応じて変更可）

3 事前提案の原則

協議事項については、原則として、質疑及び協議を行う会議の前の会議において事前提案し、説明を行うものとする。

4 会議録の調整

協議会会議の内容は、全文記録を行い、この会議録は公開するものとする。

5 傍聴の取扱い

協議会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、委員の半数以上の賛同があるときは、公開しないことができるものとする。